

函館市監査公表 第20号

平成17年9月27日付けで、・・・・・・・・・・から請求のあった地方自治法第242条第1項の規定に基づく「函館市職員措置請求書」について監査を実施したので、その結果を同条第4項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成17年11月18日

函館市監査委員 村上英彦

函館市監査委員 佐藤憲一

函館市監査委員 浜野幸子

函館市監査委員 高橋亨

住民監査請求に係わる監査結果

第 1 監査の請求

1 請求人

住所・氏名 (略)

2 措置請求書の提出年月日

平成 17 年 9 月 27 日

3 請求の内容

請求人提出の「函館市職員措置請求書」の要旨は、次のとおりである。

(1) 主張事実の内容

函館市恵山支所長工藤篤は、旧恵山町（以下「町」という。）の町長在任中の平成 16 年 5 月 1 日から平成 16 年 11 月 30 日までの間において、恵山クリーンエネルギー開発株式会社（以下「会社」という。）の破産に伴う破産処理の事務および交渉（以下「風力発電事業事務」という。）のためとして、食糧費、交際費および旅費（以下「食糧費等」という。）合わせて 762,936 円を公費から支出している。

しかし、この風力発電事業事務については、平成 16 年 4 月 30 日に破産処理の全般を弁護士に委任しており、前恵山町長（以下「町長」という。）の職務でないことから、公金の不当な支出である。

(2) 措置請求

よって、この不当に支出された公金 762,936 円について、函館市に返還させるよう、函館市長に勧告することを求める。

第2 請求の要件審査

本請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、平成17年10月7日、これを受理することと決定した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出および陳述

平成17年10月17日、請求人に対し自治法第242条第6項の規定による証拠の提出および陳述の機会を与えた。

陳述の場には、請求人が出席したが、新たな証拠の提出はなかった。

(1) 陳述における補足説明の概要

請求人が陳述において述べた補足説明の概要については、以下のとおりである。

ア 会社破産後に町長が執行した風力発電事業事務については、破産管財人に移行しており、破産者（社長である町長）は請求権・交渉権を持たないことから、町がこれに対応するため弁護士に委任しているとおり、破産管財人、あるいは弁護士の仕事であって、町長の仕事でない。

したがって、本来行うべきでない仕事に公金から支出することは不当である。

イ 本請求は、町が弁護士と委任契約した翌日の平成16年5月1日から函館市との合併の前日までの間の支出を対象としており、その中には請求の日において1年以上を経過しているものが含まれているが、請求人が町から本請求に係る支出命令書等の文書開示を受けた平成16年11月24日を基準として1年

の期間を判断し、請求したものである。

ウ 請求額のうち風力発電事業事務以外の用務を含んでいると思われる旅費の支出については、全てが請求額とは思っていないが、内訳を示せないのも所謂行政の文書をそのまま提出したものである。

2 監査の対象

請求書に記載されている事項、同請求書に添付された事実証明書および陳述内容等から判断すると、請求人は、町長が行った職務に係る食糧費等の支出が不当な公金の支出に当たるとし、その理由として、当該職務が破産管財人あるいは委任した弁護士の職務であって、町長が行うべき職務でない旨主張しているものと解される。

ところで自治法は、住民監査の対象を財務会計上の行為と定めているが、本件請求のように、財務会計上の行為である公金の支出が不当であるとし、その理由として、公金支出の原因ないし前提となる非財務会計上の行為の不当性を主張する場合には、当該非財務会計上の行為が財務会計上の行為を適法に行うための要件となっていること、即ち、前者が後者の直接の原因となっており、密接かつ一体的な関係にあることが必要である。

このことに照すと、本請求に係る食糧費等の支出は、職務の執行に基づき生じるものであることから、密接かつ一体的な関係にあると認められる。

よって、監査対象事項を次のとおりとした。

(1) 監査対象事項

会社破産後に町長が執行した風力発電事業事務については、破産管財人あるいは町が委任した弁護士の職務であって、町長が執行すべき職務でないにもかかわらずそれを行ったとする事項、およびそのために支出した公金は不当な支出であるとする事項。

なお，請求人は請求額を，平成16年5月1日から平成16年11月30日までの間に町長が執行すべきでない職務に対して不当に支出された食糧費等762,936円としているが，自治法第242条第2項により当該行為のあった日から1年を経過したときは住民監査請求の対象とならないことから，当該職務に係る公金の支出のうち，既に1年を経過した支出については，特に請求を認めるだけの正当な理由がないため，監査対象外とすることとした。

3 監査対象部局

恵山支所

4 事情聴取

平成17年10月17日，恵山支所長ほか関係職員の出席を求めて，監査対象事項に係わる事実関係確認のため事情聴取を行った。

(1) 事情聴取における説明の概要

ア 会社は，風力発電所の運営などを目的に，資本金1,000万円で町が51%の出資割合により平成12年9月13日に設立された第三セクター方式によるものであるが，町は会社設立の際に町と他の出資会社4社の間で平成12年8月21日付けで交わした「風力発電事業の推進に係る覚書」（以下「覚書」という。）により自らの責任において，破産に伴い，会社の借入金残額4億7,845万円余りの，金融機関に対する損失補償の問題に対応しなければならない立場にあった。

また，風力発電所建設にあたり，独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）から3億6,682万円余りの補助金を町が申請し，交付を受けており，その返還問題に対応しなければならない立場にもあった。

これらのことから，町の代表として主体的に風力発電事業事務に取り組む必要があった。

イ 風力発電事業事務は、覚書の存在により、町が責任をもって対応しなければならない事務であり、町としては、損失補償の問題について、風力発電所の建設に先立つ風況調査を行い誤ったデータを作成した企業に対し損害賠償請求することにより解決しようとする基本の方針を進めるとともに、N E D Oからの補助金の扱いについての的確な対応をするためには、法律問題の専門家の力が必要なことから、町議会の理解を得て弁護士に委任したものであり、事務の執行にあたっては、互いの協力関係が不可欠であった。

第4 監査の結果

監査委員の事実関係の確認結果および判断については、以下のとおりである。

1 事実関係の確認

(1) 町長の風力発電事業事務の執行に至る経緯等

風力発電事業事務は、会社の破産に起因し、その設立時に町が出資者との間で締結した覚書に基づく損失補償の問題、発電所建設の際に町が交付を受けたN E D O補助金の返還の問題について、町の責任において対応しなければならないものであり、それを町の代表として執行したものである。

ア 会社は、平成14年4月1日から売電事業を開始したが、発電実績が低く、計画した収入を得られず、借入金の返済等が困難になったことを破綻理由に、平成16年3月25日函館地方裁判所に自己破産の申立をし、同年3月29日破産宣告されている。

イ 覚書は、町が出資会社である4社との間で交わしたものであ

るが、関係する内容の概要は次のとおりである。

(ア) 町の責任において、会社の借入金に対し、損失補償の実施等所要の措置を講じる。

(イ) 会社は、公共主導の第三セクター方式であり、事業運営は町が一切の責任において行うこととし、4社は自己の出資金を超える経営責任を負わない。

ウ 町が負うことになる損失補償

会社の借入金に係る損失補償契約は、平成13年6月27日付けで株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）と、平成13年8月2日付けで日本政策投資銀行とそれぞれ締結しており、損失補償額の合計は、478,456,195円であり、内訳は次のとおりである。

(ア) 株式会社みずほ銀行分 138,456,195円

(イ) 日本政策投資銀行分 340,000,000円

エ 地域新エネルギー導入促進対策費補助金交付規程（以下「補助金交付規程」という。）に基づき、風力発電事業から撤退した場合に町が返還することになるNEDOからの補助金交付額は366,825,722円である。

(2) 町が風力発電事業事務を弁護士に委任した経緯等

町が負うことになる損失補償について、風況調査にあたった企業に対し損害賠償請求することとともに、NEDOからの補助金の扱いに的確な対応をするため、その事務の対処には専門家である弁護士が必要とされ、町議会による関係予算の議決を得て委任したものである。

弁護士との委任契約内容の概要は次のとおりである。

ア 委任事務

- (ア) 町の風況調査にあたった企業外に対する損害賠償請求の示談交渉及び不成立時の訴訟
- (イ) 風力発電機の処理に関する破産管財人その他関係者との交渉
- (ウ) 破産債権届出に関する手続

イ 町の義務

- (ア) 町は，弁護士に対し，委任事務に関連する事実を説明しなければならない。
- (イ) 町は，弁護士の指示に従い，委任事務の処理に必要な協力をしなければならない。

(3) 食糧費等の支出年月日の状況

請求人が不当であると主張する食糧費等の支出年月日の状況については，次表のとおりであった。

なお，次表中，食糧費の項の整理番号1番から11番まで，交際費の項の整理番号15番から19番までおよび旅費の項の整理番号21番から25番までの支出については，いずれも自治法第242条第2項に規定する1年の請求期間を経過している請求であることが確認された。

また，請求人の平成16年10月26日50,000円受領とする次表交際費の項の整理番号20番については，正しくは，平成16年11月10日に執行した町長を受取人とする50,000円の資金前渡金であるが，全額使用されることなく同年11月17日に精算返納していることが確認された。

したがって，食糧費の項の整理番号12番から14番まで，ならびに旅費の項の整理番号26番および27番の支出について，以下，判断することとなる。

食糧費等の支出年月日の状況

請求人による経費区分	整理番号	支払先・目的地	請求金額	請求資料年月日	支出年月日
食糧費	1	函館朝市 白崎商店	3,000円	H16.5.14	H16.5.26
食糧費	2	札幌 二合半	28,500円	H16.5.14	H16.6.24
食糧費	3	函館 道産娘食堂	2,310円	H16.5.19	H16.5.26
食糧費	4	函館 季節料理宇美	10,560円	H16.5.19	H16.6.24
食糧費	5	道の駅なとわ・えさん	4,158円	H16.5.20	H16.6.7
食糧費	6	札幌 二合半	27,500円	H16.5.21	H16.6.24
食糧費	7	函館朝市 白崎商店	5,000円	H16.5.31	H16.6.30
食糧費	8	函館 山小一寺田水産食品	2,940円	H16.6.7	H16.6.24
食糧費	9	札幌 二合半	29,000円	H16.6.7	H16.7.9
食糧費	10	函館 (有)エム・エー企画	28,000円	H16.6.8	H16.7.9
食糧費	11	函館 (有)大黒屋旅館	60,675円	H16.6.8	H16.7.9
食糧費	12	函館朝市 白崎商店	5,000円	H16.10.4	H16.10.20
食糧費	13	札幌 一酒三菜 純菜房	22,600円	H16.10.26	H16.11.17
食糧費	14	札幌 二合半	18,500円	H16.10.26	H16.11.17
交際費	15	札幌 WINE・和牛・素材料理しづき	46,120円	H16.5.21	H16.6.9
交際費	16	札幌 つばめ自動車	840円	H16.5.21	H16.6.9
交際費	17	札幌 やまもとタクシー	1,000円	H16.5.21	H16.6.9
交際費	18	札幌 モンティーパイソン	30,700円	H16.6.7	H16.6.30
交際費	19	函館 ホテル函館ロイヤル	5,643円	H16.6.9	H16.6.30
交際費	20	町長受領 (H16.11.17同額精算返納	50,000円 -50,000円)	H16.10.26	H16.11.10
旅 費	21	札幌市	37,910円	H16.5.14 ~ 5.15	H16.6.2
旅 費	22	札幌市	37,910円	H16.5.21 ~ 5.22	H16.6.2
旅 費	23	札幌市	36,480円	H16.5.31 ~ 6.1	H16.8.4
旅 費	24	札幌市	44,320円	H16.6.7 ~ 6.8	H16.8.4
旅 費	25	神奈川県川崎市	68,730円	H16.6.28 ~ 6.29	H16.8.4
旅 費	26	札幌市	52,780円	H16.10.4 ~ 10.6	H16.10.20
旅 費	27	神奈川県川崎市	102,760円	H16.11.9 ~ 11.12	H16.11.10
合 計			762,936円		

注 交際費の項の整理番号15番から19番の支出年月日は、精算のあった日である。

(4) 食糧費等の事実確認

請求人が不当な支出であると主張する食糧費等のうち，前記(3)において掲げた表中，食糧費の項の整理番号 1 2 番から 1 4 番まで，ならびに旅費の項の整理番号 2 6 番および 2 7 番の個々の支出状況について，町の支出負担行為兼支出命令書，領収書および旅行命令簿の書面を確認したほか，事情を聴取し事実確認を行った結果は，別表「住民監査請求内容調査表」のとおりであり，その合計額は 201,640 円であるが，旅費については，風力発電事業事務以外の用務と複合する内容であり，このうち風力発電事業事務に係わる支出分を抽出したところ整理番号 2 6 番にあつては 16,300 円，2 7 番にあつては 17,100 円であったことから，本件調査対象額は 79,500 円であることが確認された（別表注 1，注 2）。

食糧費については，札幌市において町が委任した弁護士と風力発電事業事務について打ち合わせした際，当該事務の円滑な推進に当該弁護士と緊密な関係構築が必要との判断のもとに執行されており，食糧費の項の整理番号 1 3 番および 1 4 番の一人当たり支出額については，それぞれ 7,533 円および 6,167 円であった。

なお，一人当たりの食糧費の額について，町には基準等の定めがなかった。

さらに，事実確認の過程において，町における食糧費等の起票から支払に至る事務手続は，当時の恵山町事務決裁規程，恵山町財務規則，職員の旅費に関する条例等の規定に基づき執行されていた。

2 監査委員の判断

会社の破産は，町の責任で対処しなければならない二つの大きな問題，すなわち，一つは会社の借入金に係る金融機関に対する損失補償の問題，もう一つは N E D O に対する補助金返還の問題を同時

に惹起した。

このため、町長は、これに損害賠償請求を基本とする善後策を立て、具体の風力発電事業事務の執行にあたっては、町が委任した弁護士との協力関係のなかで対応しており、それに伴い食糧費等の支出がされている。

請求人は、町長が執行した上記風力発電事業事務は、会社の破産管財人あるいは町が委任した弁護士が執行すべき事務であって、町長の職務でないと主張する。

この点について、覚書には、町の責任において会社の借入金に対し、損失補償の措置を講じること、また、会社の事業運営は町が一切の責任において行うこととの記載がされており、破産により生じる、株式会社みずほ銀行および日本政策投資銀行に対する借入金478,456,195円の損失補償の問題については、町が直接対応しなければならない事柄であることが、認められる。

同時に、町がN E D Oの補助事業から撤退することにより生じる補助金交付額366,825,722円の返還の問題についても、補助申請の当事者として直接対応しなければならないことは、補助金交付規程に定められているところである。もとより、町の代表者としてこれら破産に伴う問題に対処するため、主体的に動く必要性があったと認められる。

また、町として、これらの問題の善後策を、損失補償については、風況調査で誤ったデータを作成した企業を相手に損害賠償請求すること、N E D Oの補助事業については、風力発電機の処理について破産管財人との交渉をすることなどとし、その具体の対応にあたって弁護士に委任し、風力発電事業事務を執行していることは事実であり、この委任については、内容の重要性、専門性などからその必要性が認められる。

この場合における町長の職務執行との係わりについては、弁護士との委任契約書には、町は弁護士の指示に従い、委任事務の処理に必要な協力をしなければならないとの両者の協力関係が記載されているほか、委任内容が前述のとおり町の責任で対応しなければならない事柄であることから、町長が弁護士との十分な連携のもとに関与する必要性が認められる。

そうすると、会社の破産に伴い発生する問題については、町の責任で対処しなければならないことを前提に、町長自らの職務として、風力発電事業事務を委任した弁護士と協力して執行することは、それ自体に不当性は認められないことから、風力発電事業事務は、破産管財人あるいは町が委任した弁護士が執行すべき事務であって、町長が執行する職務でないとする請求人の主張には理由がない。

なお、第4の1の(4)において掲げた本件調査対象額を対象として、その支出額、支出事由等が適切か、また、予算の範囲内で執行されているかについて審査したが、事実関係の確認結果で記載したとおり、食糧費については、町として基準の定めはないものの、社会通念上の妥当な範囲内の額を超えとはいえず、支出事由等も適切であること、旅費については、支出額等が関係規定に適合していること、さらに、それらの支出は予算の範囲内で執行されていることが確認された。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、本件住民監査請求を棄却する。

別表

住民監査請求内容調査表

請求人による経費区分	整理番号	支出事由	左のうち主たる業務	支払先目的地	請求金額	風力発電事業事務以外の調査対象外の額	本件調査対象額	内容等	請求資料年月日	支出年月日
食糧費	12	風力発電事業事務	-	函館 白崎商店	5,000円	0円	5,000円	弁護士へのお土産代	H16.10.4	H16.10.20
食糧費	13	風力発電事業事務	-	札幌 一酒三菜 純菜房	22,600円	0円	22,600円	弁護士外との3人の会食代	H16.10.26	H16.11.17
食糧費	14	風力発電事業事務	-	札幌 二合半	18,500円	0円	18,500円	弁護士外との3人の飲食代	H16.10.26	H16.11.17
旅費	26	治山事業・風力発電事業事務・国保制度改善強化北海道大会	治山事業・国保北海道大会	札幌市	52,780円	36,480円	16,300円	弁護士との打ち合わせ	H16.10.4 ~10.6	H16.10.20
旅費	27	風力発電事業事務・渡島総合開発期成会中央要請運動	渡島総合開発期成会中央要請運動	神奈川県 川崎市 東京都	102,760円	85,660円	17,100円	NEDOとの打ち合わせ	H16.11.9 ~11.12	H16.11.10
合計					201,640円	122,140円	79,500円			

注1 食糧費の項の整理番号13番および14番に関連する旅費は、風力発電事業事務以外の用務（H16.10.26～10.29「介護保険に関する市町村長意見交換会及び政策研究会」出席のため）により支出しているため、掲載していません。

注2 旅費の項の整理番号26番および27番は、風力発電事業事務以外の用務を主目的とする用務の複合する内容であり、これを風力発電事業事務以外の用務に係わる支出分およびその余の風力発電事業事務に係わる支出分を、用務、日程等から勘案し区分すると、それぞれ風力発電事業事務以外の調査対象外の額および本件調査対象額のとおりである。内訳は次のとおり

a請求金額 b風力発電事業事務以外の用務について関係規程に基づき算出した旅費の金額 c(a-b)風力発電事業事務分の旅費の金額

- 26番 a 52,780円（鉄道賃17,180円，日当3日分9,000円，宿泊半夜分26,600円）
 b 36,480円（鉄道賃17,180円，日当2日分6,000円，宿泊半夜分13,300円）
 c 16,300円（ - ，日当1日分3,000円，宿泊半夜分13,300円）
- 27番 a 102,760円（航空賃47,200円，鉄道賃800円，車賃2,860円，日当4日分12,000円，宿泊半夜分39,900円）
 b 85,660円（航空賃47,200円， - ，車賃2,860円，日当3日分9,000円，宿泊半夜分26,600円）
 c 17,100円（東京・川崎寄主復の鉄道賃800円， - ，日当1日分3,000円，宿泊半夜分13,300円）